平成 2 2 年 (行 ウ) 第 2 号 原告 奥村悦夫 外 6 名 被告 今治市 外 5 名

準備書面(64)

2012年 3月 23日

松山地方裁判所 御中

被告準備書面(4)の「求釈明に対する回答」などへの反論

本件図書の購入における違法な財務会計行為

1、本件図書の購入の財務会計行為における所管の齟齬について

原告らの準備書面(47)における求釈明(本件図書購入の財務会計行為における「平成22年度 中学校教師用教科書・指導書の購入について(事前伺)」などについて)に対する被告準備書面(4)の回答(6頁)は、次のように驚くべき内容である。

しかし、総務課も学校教育課も教育委員会の事務局の一部局であり、いずれの課における事務処理であっても、事務局としての事務処理であることに違いはなく、何ら問題となるものではない。

児童・生徒に対する懲戒のような校長の権限(学校教育法11条)を事務局が決定するといった場合には、教育機関と事務局との役割上などの問題を生ずるが、事務局内部の事務分掌については、そのような問題を生ずることはない。

この回答は、次のことを明確に示している。

① 「最少の経費で最大の効果を挙げる」義務違反

原告準備書面(35)で詳細に述べたが、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」、地方財政法第4条の「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定にある事務処理・経費上などの「最少の経費で最大の効果を挙げる」義務などについて、被告の回答は、全く念頭にないことを端的に示し、「最少の経費で最大の効果を挙げる」義務がなおざりにされている。つまり、本件図書の購入に関する財務会計行為には、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条違反がある。

② 所管が異なる総務課による本件図書の違法な財務会計行為

被告は、準備書面(1)の8頁で、「被告今治市における図書を購入する場合の一般的な事務は、それを必要とする課の課長(100万円を超える場合は部長)がその購入したいとの決定(これを被告今治市においては「要求決定」という。)に基づき、これを支出負担行為権者に要求する。その要求に基づき支出負担行為の決定を、100万円以下は契約課長が、1,000万円以下は総務部長が、それを超える額については副市長が専決することとなっている(今治市事務決裁規程別表第1の1の表第14号の項、第19号の項、別表第1の2総務部の表契約課の項。乙第8号証)。」と述べている。つまり、本件図書に関する財務会計行為は、次の理由から、学校教育課が行う必要がある。

ところが、被告の回答の「いずれの課における事務処理であっても、事務

局としての事務処理であることに違い」などと勝手気ままに「総務課も学校 教育課も教育委員会の事務局の一部局であ」るなどとの理由で、学校教育課 が所管すべきことを総務課が、行うことは許されない。

なぜならば、今治市教育委員会事務規則において、学校教育課の分掌事務 として、「10 教科書その他の教材に関すること」と明記しているからだ。

「教科書その他の教材に関すること」を、学校教育課の分掌事務としている 理由は、教科書採択は、学校で子どもたちが使用する教科書を決める行為で あり、まさに、学校教育活動にかかわる事務処理であるからだ。

被告らも、被告準備書面(4)で、『確かに、同規則において学校教育課の分掌事務として「教科書その他の教材に関すること」と規定している。』 とそれを認めている。

そして、本件図書の購入は、被告も準簿書面(4)で認めているように教育活動に必要(教育現場において必要)に基づくものであるがゆえに、当然、本件図書の購入に関する財務会計行為も学校教育課が行う必要がある。

ところが、被告準備書面(1)の9頁で、「本件についてみると、学校単位での必要な数量を調査し、その部数の図書購入をしたいとの教育委員会事務局総務課長の要求決定に基づいて支出負担行為の専決権者である契約課長が、予算残額、規格、購入部数年の確認をしたうえ、支出負担行為をし、納品の検収を経て支出に至ったものである。」とあるように、本件図書の購入に関する財務会計行為などを総務課が行っている。また、契約課は、この違法な財務会計行為を見逃し、違法な財務会計行為に加担している。

被告らの準備書面(4)の「児童・生徒に対する懲戒のような校長の権限 (学校教育法11条)を事務局が決定するといった場合には、教育機関と事 務局との役割上などの問題を生ずるが、事務局内部の事務分掌については、 そのような問題を生ずることはない。」との被告らの主張は、全く論外で、失 当というほかない。

結語

以上のように、被告らの本件図書の購入における財務会計行為には違法がある。

以上